

宇治市・城陽市・久御山町の協力医療機関以外で妊婦歯科健康診査を受けられる方へ

協力医療機関以外で妊婦歯科健康診査を受けられる場合（主に里帰りなど）、一旦妊婦さんご本人に妊婦歯科健康診査料を全額お支払いいただき、後日、市に請求をしていただくことになります。

▼内容

対象健診	妊婦歯科健康診査（問診・口腔内検査）
助成回数	当該妊娠中に1回
助成上限額	3,900円

※保険診療（治療等）として受診された場合は対象外となります。

※他市町村へ転出された場合、宇治市の受診票は使用できません。

▼請求方法

下記の書類を揃えて、期限までに宇治市保健推進課までご提出ください。（郵送可）

【提出書類】

- ①「宇治市妊婦歯科健康診査費請求書（協力医療機関以外）」
- ②「宇治市妊婦歯科健診受診票（行政用）」※医療機関で健診結果等を記入したもの
- ③「妊婦歯科健康診査証明書」※医療機関で健診実施日・妊婦歯科健康診査料等を記入したもの

【提出期限】

令和7年4月1日～令和8年3月31日に受診された妊婦歯科健康診査は、**令和8年3月31日（必着）**までに請求してください。

※上記提出期限に間に合わない場合は、受診票に記載されている健診実施日から一年以内に請求して下さい。

問い合わせ：宇治市保健推進課 健康企画係 TEL：0774-22-3141（代表）

切 り 取 り 線

妊婦歯科健康診査証明書

様

医療機関名

医師名 印

住所

電話番号

妊婦歯科健康診査料として下記の通り受領しました。

健診実施日 令和 年 月 日

妊婦歯科健康診査料 円